

SSC
 埼玉県障害者社会参加 推進
 センタより
 平成 28 年 3 月 30 日 108 号

編集
 埼玉県障害者社会参加推進センター
 〒330-8522 さいたま市浦和区大原 3-10-1
 県障害者交流センター内
 TEL 048-825-0707
 FAX 048-825-3070
 メールアドレス ssk080321@bz03.plala.or.jp
 HPアドレス http://saitama-shokyo.org/info/
 発行 NPO法人埼玉障害者センター
 〒330-8522 さいたま市浦和区大原 3-10-1
 頒価 一部 100 円(会費に含まれます)
 発行日 10 日・20 日・30 日

差別事例は理解が進む方向で

〜県から意見聴取〜

いよいよ差別解消法が施行されます。差別禁止でなく解消とは、後進性の現われで、政府が差別を認めたと、前向きに受け止め、共生社会へ新たな武器と理解したいものです。

県職員の対応は？

去る一二月一八日、県障害福祉推進課は、県差別解消法の対応要領のヒアリングを行い、本会からは森田、古澤、國松の三名が出席しました。障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（平成二十七年一月二日、内閣府訓令第三九号）、別紙の対応要領の留意事項などの資料が配られ、急いで目を通しました。

とがヒアリングの目的でした。なぜ難病は呼ばないの？

本会以外に、埼玉協、埼視協、埼聴協、育成会、埼家連からヒアリングすると聞き、自閉症協会も意見聴取した方が良く、手話・点字が万能でないが、どう対応するのか。なぜ難病団体は呼ばないのか質問しました。

国や県は義務で、市町村や民間は努力規定なので、別紙の県職員の対応要領に係る留意事項について具体的な意見を聞くこ



尻尾切りにならないか

公務員の義務規定で懲戒処分は、個人の責任に矮小化では決できず、集団としての責任で持続的・計画的に改善していく覚悟が重要。トカゲの尻尾切りでは話になりません。

コミュニケーション問題では、細やかな気づきや感性が要求される。より高い質への研修が重要です。紛争解決へ双方の専門知識に富む者が必要ではないか。財政上困難のカベ

また、合理的配慮の問題で、サジ加減は財政上困難の決まり文句が、常套手段になりはしないかという心配もあります。

差別をなくす事例集め

差別とは？のレベルでの法施行であり、差別事例集めが不可欠です。障害者理解が進む方向での事例は歓迎だが、ここまでは免罪！という事例の普及は憂慮されます。

心構えとして しつかり受け止める事

旅行業協会から
依頼

二月一三日、
埼玉県旅行業協

会から講師依頼
がありました。

どう対応した
ら良いのか、業

者からの不安等
が寄せられてい
るとのことです

いので、いくつかの用語と業務
との関係で配慮も含めて話した
いと提案すると、心構えについ
ても話すことになりました。

ホールは満員で、関心の高さ
を感じました。壇上に立った私
は、招かれた経緯と埼玉県障害
者協議会の様々な共同体を紹介
しながら、話をすすめました。

経験は積んだけど、用語は：
街のバリアフリー点検をし
たり、バスを連ねてスキー場に
行き、アウトリガーでスキーや
チェアスキーに挑戦したり、ソ
リ遊びを楽しんだり、車イスで
の富士登山などの経験を話しな
がら、県の障害者施策推進協
議会や、福祉のまちづくり推進協
議会の委員であつても、知らな
い用語だらけです。用語は知っ
ていた方が良い程度のことです。

首が据わらない人もいます
筋ジストロフィーといつて

も、幼少期から、すぐ車イスの生
活を余儀なくされるドウシヤン
又型や、青少年期に、下肢障害が



徐々に進
行する型
もありま
す。

首や体
幹が据わ
らない人
も多く、
車イスの
押し方は
やさしく、
スロープ

予約時のバリアフリー
チェックは重要です。ホテル側
は、車イスの人でもトイレもエ
レベーターも大丈夫ですよ、と
応えたとしても、実際はエレ
ベーターや車イス用トイレの前
に段差があつたりします。入
口・客室を中心に目的地までの
通路が重要です。意外に抜け落
ちたりするので、お忘れなく。

拒否や無視でなく、受け止めて
待ったなしの法施行です。最
初から何でも出来る訳ではあり
ません。心構えとしては落ち着
いて、拒否や無視でなく、まず
は受け止めることです。

やキャスターを上げる際は注意
して。背もたれの代わりに体を
前に密着させ首を支える技術も
必要です。

アスリートに多い脊損

事故で下半身マヒになつたと
聞いたりします。損傷箇所が首
辺りだと頸椎損傷でマヒの範囲
は広く、上腕の機能も失われま
す。パラリンピックのアスリー
トたちは脊椎損傷が多く、下部

の損傷で両下肢は全廃でも、腕
の筋肉隆々です。
チェックは目的地と通路が大事

この学習会を通して、障害者
差別解消法が、どう現実を動か
していくか注視するとともに、
お互いに人権感覚を高め、「な
にが差別か」合意形成に努めて
いく必要があるのではないかと
思いました。

NPO法人埼玉県障害者協議会

理事 國松 公造

三月二日、会
場の大宮・清水
園に着くと、打
合せがありました。
用語解説み
たいでは味気な



知的障害者のひろば

障害者の就労の場の確保と

収入増加を目指して

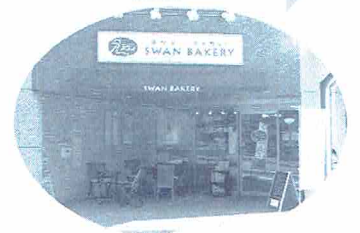
株式会社 千乃風

(スワンベーカーリー北浦和店)

代表取締役 飯塚 哲朗

スワンベーカーリー北浦和店は平成一八年十一月に開店し、多くのお客様のご支援によりお蔭様で今年一〇周年を迎えることとなります。

最低賃金の保障と就労時間四時間(ワークシェアリングの為)月五万円の給料その他交通費全額支給することとし、株式会社で発足しました。障害者は企業での雇用の少ない知的、精神障害者五人を採用することにしました。近隣にパン屋は五店舗あり厳しい市場競争さらに長期の経済不況もあいまって、前途多難な船出でした。



店舗では多品種の焼きたてのパン、良い接客、清潔さの保持等は当然のこと、さらに他店との差別化のため、無料のコーヒーやイトイン的な場所の提供等を行なっています。お客様は気にいらなければ苦情も言わず黙って他のお店に行かれてしまいます。

従ってお客様が来なくなった理由を当方が考えなければならず、その対策を試行錯誤しながら日々改善に努めなければなりません。お客様のニーズにあった商品やサービスを提供し続けなければ市場から淘汰されてしまいます。正に「お客様は神様です。」公務員から未経験の企業経営は、正に「武士の商

法」簡単に商人になれきれず、日々苦戦しています。

一方、公務員時代の人脈を頼りに県庁などの職員への注文による配達、出張販売、福祉施設給食、イベントでの販売その他パレスホテル、レストラン等常に販路拡大に努めています。

その他三障害福祉施設の製造商品(味噌、クッキー、かりんとう)の販売も行なっています。開店から三年間は順調に売上が伸びていきましたが、平成二十一年度の売上約四千五百万円をピークに減少が続き平成二十六年度は約三千七百万円(八百万円減)になってしまい、原価償却を含めると赤字になり、現在も続いています。このため平成二十一年十一月から就労継続支援A型の指定を受け最低賃金の支払いを維持しましたが、平成二十六年十月から就労継続支援B型に変更し、最低賃金の半額(月三万五千円)支払うこととし現在に至っています。本年二

月一日現在障害者は七人、男性三人女性四人、知的四人精神二人高次脳一人の方が働いていますが、今までに十一人の方が経験され退社しています。就労時間は午前六時半から午後八時までの時間帯に製造、洗い物、配達、外販、清掃、レジ等を多様な仕事を行なっています。

現在店舗の売上は全体の約30%で、注文、外販等が70%であり、販路拡大を始めお店の売上増をいかに図り、経営の安定・維持(永久に求めるものがあるが)が出来るよう努力し、所期の目的を達成していきたいと考えています。



精神障害者のひろば

発達障害と 就労支援

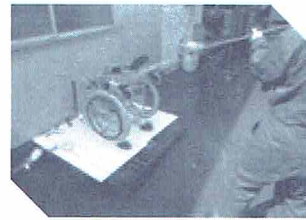
特定非営利活動法人なまずの里福祉会

多機能型事業所 ひだまり

サービス管理責任者 袴田 晴夫

私が所属する「ひだまり」は、吉川市にて、障害を持つ方々の社会復帰に向けたプログラム及び作業提供をさせていただいている場所です。

事業所の中には、日中の活動場所としての軽作業などを提供する部署、取引先から委託された福祉用具のメンテナンスを行う事で、より企業就労に近い環境を提供する部署、ある程度の就労イメージが出来上がった方対象で面接練習やコミュニケーションスキル向上を行う部署と、段階に分かれた支援の取り組みを行っております。



雰囲気を読み取る

私が関わらせていただいた方は、自閉症スペクトラム圏内の三十代前半の方で、今までも就労継続が難しい方でした。本人の特徴として、ルール化されていないその場の雰囲気を読み取ることが難しく、楽観的に物事を捉えてしまう。他者が思うほどの行動の振り返りが苦手である(過去に違法運転で他者に損害を与えているが、反省している節は見られない)。パチスロが好きで多額の借金をしてしま(家のお金も持ち出してしま)う)などがありました。

この方は作業能力が高かったため、当初問題なく日中活動に参加できていましたが、本人も気付かないうちに徐々にストレスが溜まり、少ないお金を持つて家を出してしまいました。数日後、近隣で発見されたのです

が、改めて本人の課題として、知的機能の問題の可能性、先を見通す力が弱くSOSを出せない事が挙げられました。ただ、関係機関の中では、本人にある程度自立した生活ができる環境(食事提供、金銭管理、相談のできる場所など生活を支える支援)を提供できれば、一定

のリスクは回避できるのではないかとこの結論に達しました。その中で、当事業所としては、本人が目で見確認を取りやすい作業環境の構築、本人自身の振り返りを促すための支援者による定期的な面談及びストレスチェックを行うこととしました。ストレスチェックの内容は、作業に関することだけでなく、生活環境におけるものも聞き取りを行い、あらゆる角度から本人のストレス度合いを測り、その結果を関係機関と共有し、一貫的な支援を行っていくことを目的としました。

結果的には、本人の生活を

支える支援が行えるグループホームへ入居をし、作業所での聞き取りが密になる事で、本人の不注意が大崩れに繋がることはなくなり、債務整理も徐々に進めた事で就労に向けたステップを踏む事ができました。

この方の就労支援を行う上で大切にしていたのが、本人自身が適切なSOSを出せない事を踏まえ、生活を見守る目を増やし、本人の不適応や混乱に周囲が気づき、あらかじめ方向性を示し、選択肢を絞っていくという事でした。本人が大崩れする前に適切な手を差し伸べられる環境を整えることで、小崩れくらいで済む状態になれば、十分に就労が可能であるという判断ができます。のではないかと思われます。



身体障害者のひろば

手話はろう者の 生きる力

―埼玉県手話言語条例
成立を目指して―

一般社団法人埼玉県聴覚障害者協会

理事 岡野 敏昭

手話は言語である

二〇一一年七月に改正された障害者基本法の第三条三の規定により日本において手話は言語であることが認められた。そして、二〇一三年に鳥取県において日本初の手話言語条例が成立され、神奈川県、群馬県、長野県でも手話言語条例が成立された。

障害者基本法に手話は言語であることが明記され、「手話は日本語と同等な言語である」と聞こえが良い言葉だが、変わったのは法律のみであって、私たちの生活に変化はなかった。手話を使う環境の整備や、手話通訳者の養成など具体的な施策が無かったからだ。

埼玉における

手話言語条例制定への

取り組み

手話の環境整備を行い、ろう者を含め聴覚障害者の生活を変えていくために、二〇一三年より、手話言語条例制定への理解普及として、「手話言語条例に関するシンポジウム」埼玉にも手話言語条例を「」を開催し、国会議員、県議員、県内の行政や聴覚障害者団体、障害者、記者、手話関係者などを招きシン



ポジウムを行った。そして手話言語法や、手話言語条例に関する勉強会を開催してきた。開催するたびに、市町村行政や議員から埼玉県手話言語条例はどうなっていますか等の問い合わせが寄せられた。手話言語条例制定の必要性が高まってきた。

手話言語条例の取り組みと

もに、全日本ろうあ連盟を中心に、全国で手話言語法制定を求め意見書の取り組みが行われた。埼玉県でも市町村議会へ働きかけを行うとともに、埼玉県手話言語条例の必要性を訴えてきた。意見書は二〇一四年三月の熊谷市議会から、市町村議会

見がたくさん寄せられ、たくさんの想いがあつたことに驚愕した。寄せられた意見をまとめ手話に関する様々な環境整備が必要だと県議員に話してきた。

で可決されるようになり、十月の寄居町議会での可決を持って埼玉県内全て意見書が国へ出され、県内において「手話は言語であること」が明確になった。

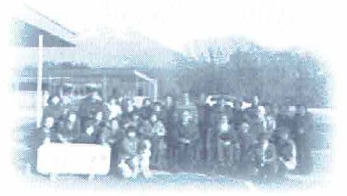
三月二十五日の埼玉県議会二月定例会本会議において、埼玉県手話言語条例が採択され、四月一日に施行されることになった。

当会で埼玉県手話言語条例検討委員会を設置し、取り組みを強めていこうと思つたところ、県議員から声がかかってきた。この機会を見逃がしなく、県議員との話し合いや、イベントの案内、情報提供などを行った。また検討委員会では、当会会員また手話活動者などの声を集めようとして「みんなで作る埼玉県手話言語条例」を合言葉に取り組んだ。

人は生まれてから死ぬまでコミュニケーションは不可欠である。更にコミュニケーションを行うためには言語が必要である。皆が当たり前のように日本語でコミュニケーションをする。ろう者も同じく、当たり前のように手話でコミュニケーションをする。ろう者たちの思いが入った埼玉県手話言語条例。「手話はろう者の生きる力」

取り組みを始めた途端、意

―新たなスタートラインに立ち、手話の普及や環境整備など、仲間たちと共に安心のある社会と手話あふれる埼玉の未来を目指して、活動をしていきたい。



障害を通じて

出会えたものに

感謝して

平成 28 年 1 月 10 日、埼玉県社会参加推進センター & 団体交流室リーダー研修旅行として盲導犬の里・富士ハーネスを訪れました。

さや身体の幅の違いをきちんと意識しながら、障害物を避けて人間を誘導してくれます。

例えば車の

サイドミラーや犬の目線の高さでは障害物でない物も障害物として認識して、「さりげなく誘導してくれる」のが、被介助者にとっては安心して繋がるそうです。



施設内では盲導犬の PR 犬によるデモンストレーションを行いました。盲導犬は私が想像するよりもはるかに賢く、目を見張るものでした。

盲導犬たちはとても穏やかで愛くるしい顔をしていました。大きな体つきで大人しいので、街でみかけたらつい声がかけたくなってしまうようになり

盲導犬は犬と人間の目線の高

ます。ですが、盲導犬が街に出ているときは「お仕事中心」と言うことを教えて頂きました。盲導犬を街で見かけても「①話しかけない②目を合わせない③触らない④餌をあげない」を実践していきたいと思います。また、いきなり声をかけるのではなく、身につけているバッグなどに触れてから声をかけると安心するとも教えて頂きました。私もこれから盲導犬を利用されている人に「なにかお困りごとはないですか」と声をかけていきたいです。

施設見学案内をして頂いた全盲の若い女性の傍らには、パートナーである盲導犬・ラブラドルレトリバーのピンキーが常に行動を共にしていました。ピンキーは、障害物をさりげなくよけ、人込みでは周りのペースに合わせて、彼女の「目」となり彼女の行く先々を案内していました。ピンキーと共に働く彼女は、「ピンキーと出会って、

自分に自信を持てた」とおっしゃっていました。彼女とピンキーの息のあった働きをみると、彼女たちの出会いはかけがえのないものだったのだと感じさせられました。
病気や障害を持つことによつて失うものもありますが、障害があつたから出会えたもの・得ることも沢山あります。彼女とピンキーも障害をもつたからこそ出会えた、かけがえのない出会いのひとつだったのでしよう。
出会いは人を成長させてくれます。今までは白杖を持った方を街で見かけても、何もできずにいましたが、今回の富士ハーネスでの学習を活かして、積極的に声をかけてその出会いに感謝しつつ自分を成長させていきたいと思えました。



障害 & 女性

埼玉県
男女共同参画推進センター

With You
さいたま

黒須 さち子

12月3日〜9日の障害者週間に合わせ、障害を持つ女性の自立について、障害当事者や専門家とともに考える講座を開催しました。「障害」と「女性」という二つの主題が交差する課題、その中でも、障害がある女性の自立についてテーマにしました。



野辺明子氏

第2回は、地域で障害のある当事者として様々な活動をしている3人の女性たちをゲストに迎え、それぞれの活動内容や、障害のある女性の立場から考え



当事者として活動している女性のみなさん

第1回は、元先天性四肢障害児父母の会会長、野辺明子さん
を講師に招き、「障害のある子の自立と親の自立」と題して講演いただきました。お話の中で、「障害があるために生きにくいのは、その人の責任ではなく、社会の側に生きにくさを作ってしまう壁があるため、社会や環境が変わっていく必要がある。」と訴えられました。

てきたことをお話しいただきました。受講者ともやりとりしながら、理解を深めました。

第3回は、お茶の水女子大学名誉教授 館かおるさんが、車いすを利用して生き生きとした生活をエンジョイしている人々のことや、最先端のロボット技術の紹介のほか、実際に車いすに乗ったり、介助したりする体験もしました。全3回を通じて、障害を持つ女性について考える良い機会となりました。障害のある人が積極的に外に出て行けるような、誰のことも排除せずに、分け隔てのない地域社会をつくるのが大事であると感じました。



館 かおる教授

第36回 総会

NPO法人埼玉県障害者協議会
日時 平成28年5月14日(土)
13時〜16時30分
会場 埼玉県障害者交流センター
ホール

◆ 編集後記 ◆

今年はりオでいよいよオリピック・パラリンピックが開催される。施設工事の遅れや治安の悪さなどが連日のように報道されている。その結果「本当に開催できるのか」という気分になってくるのは自分だけだろうか。二〇二〇年に行われる東京オリピック・パラリンピックについてもエンブレムや新国立競技場などの問題点に関する報道が多い。けれども、本当はオリピック・パラリンピックを実施することで私たちの社会がどう変わるのか、もっと知りたいと思っている人は数多くいると思う。今後の報道に期待したい。

埼玉県障害者交流センター

文化芸術担当主幹

田中 俊之